## A History of Conservation in The Green and the Brown.

Nazi Germany

内 樹

出

認するからなのか。 環境政策貫徹のための手段として、独裁的・全体主義的体制を容 前者が先鋭化したとき、国土の古来の自然風土を賛美するナショ その批判が常に妥当か否かはおくとして、「エコ」が「ファシズ 的・排他的に称揚するイデオロギーを批判する際に用いられる。 ナリスティックな感情と思想的接点を持つからなのか。あるいは ム」と結びつきうる危険性があるとすれば、それはなぜだろうか。 「エコファシズム」という言葉がある。概して環境保護を急進

ド・ウォスターとジョン・マクニールを編集主幹とする「環境と 著作を上梓しており、本書はアメリカの二人の環境史家、ドナル 著者フランク・ユーケッターはドイツ現代環境史の分野で多数の 歴史の研究」シリーズの一書として二〇〇六年に刊行された。 る本書は、この問題を考えるにあたって示唆に富むものである。 とりわけ現代の環境保護支持者の間では、ナチ体制下の自然保 『緑と褐色:ナチス・ドイツにおける自然保護の歴史』と題す

> ほど緑だったのか』も刊行されている。本書に先立ち、やはり著者も寄稿した英語の論集『ナチスはどれ ことが、著者にとって本書執筆の重要な契機となっている。 「自然保護とナチズム」である。当時のドイツの環境大臣が後援打ったとされるのが、二〇〇二年にベルリンで行われた学術会議 う「健忘の伝統」(p. 201)があった。それに本格的に終止符を 護活動家の言動については振り返らないに越したことはないとい し、広くメディアの関心をも集めたこの会議に中心的に関わった

欠如、ホロコーストをも容認した、という論旨である。 という環境観に組み込まれ、その先鋭化が人間への現実的配慮の き出そうとしたものである。日本では近年、藤原辰史がこれを批ルな思想を見いだすことで、ナチ体制下における「緑の党」を描 した「褐色」との関係を問う研究は、決して最新のものではないの「緑」と、体制初期の一九三五年に 帝国 自然 保護法 を公布の「緑」と、体制初期の一九三五年に帝国自然保護法を公布 直接対峙するという有機農業の自然観が、ナチスの「生命空間」させている。むきだしの自然とその一構成要素に過ぎない人間、 プ・エコロジーがはらみうる負の面を示唆する方向で議論を発展 判的に踏み台にしつつ、非人間中心主義を掲げる現代のディー 食糧・農業大臣リヒャルト・ヴァルター・ダレーらにエコロジカ ロギーの主要な担い手であり、有機農業に強い関心を示していた に)よく知られている。健全な「血と土」というナチスのイデオ とりわけアンナ・ブラムウェルの研究は(それへの批判ととも もっとも、自然の価値を強調する思想ないし人々の総称として

対象としては自然保護活動全般(森林・動物などだけでなく、景 一方、本書では「緑と褐色」の思想的紐帯の脆さが指摘され

評

蔀

(259)

末では文献・史料状況について、それぞれ簡潔に説明されている。 を示す。なおこの他に巻頭ではドイツ語特有の用語について、巻 成も含まれる)が取りあげられる。以下、八章構成の本書の概要 観全体の保護や、より積極的には自然調和性維持のための景観造

- The Nazis and the Environment: A Relevant Topic?
- . Ideas: Diverse Roots and a Common Cause
- 3. Institutions: Working Toward the Führer Reserve/Regulating the Ems River/The Wutach Gorge) stoffeln Mountain/The Schorfheide National Nature Conservation at Work: Four Case Studies (The Hohen
- ÇI servation On the Paper Trail: The Everyday Business of Con

る生産的な歴史的教訓を引き出すことを試みることになる。

- Changes in the Land
- 7. Continuity and Silence: Conservation after 1945
- Lessons

善」に対し「ナチズム=悪」という本質主義的なモラル図式を前 とに、著者は疑問を呈する。そのような解釈は、一自然保護= かつての諸研究のように単にナチズムの思想的浸透を示唆するこ 調する論評である。当時の自然保護活動家によるこの類の文言に 対する全体性の優先という点で自然保護とナチズムの親和性を強 自然保護法を「新たな世界観」の発露として賛美し、個別利害に 的スタンスが以下のように示される。冒頭で引用されるのは帝国 (一章「ナチスと環境:至当なトピックか」では、著者の基本

> 保護活動家たちもまた、彼らの活動に資する限りにおいてナチ体 する必要があったのではないかと、別様の解釈の可能性を示す。 てもイデオロギー内での位置づけにおいても自然保護が至上のも きないからである。これに対して著者は、ナチ体制下で政策とし 保護思想のショッキングな過去を見るという考察の浅さを払拭で 提に、ナチ的修辞をイデオロギー的変容の表れとし、そこに自然 れを実証的に描き出すこと、それにより「歴史の乱用」とは異な ていたのであり、体制との思想的共鳴は乏しかった―― 制を容認し「総統に対する勤め」(イアン・カーショー)を演じ のとはなりえなかったからこそ、その関心をナチスの修辞で強調

特に第一次大戦後は民族主義的な言説も聞かれることになるが、ブルジョア主体の運動と同様にナショナリスティックな、そして される。自然、とりわけ郷土のそれへの愛着を共通項とし、そ と、それとナチズムとの接触がいかなるものであったのかが検証 る一九世紀中葉以降の自然保護思想・運動の流れが概観されたあ 的にも政治的に左よりの立場をとるケースもあった。実際には活 それはコミュニティ全体としての明確な政治的態度を決して意味 統一以前の地域主義的で分立的な傾向は概して温存された。 上部組織である郷土保護連盟や鳥類保護連盟が成立するが、国家 ない多岐にわたるものであった。組織面では世紀転換期に全国的 動家たちだが、その思想的系譜は一九世紀ロマン主義にとどまら の点では緩やかなコミュニティとしてまとまっていた自然保護活 しない。財政的支援を行政主体に期待していた彼らは、体制順応 第二章「思想:多様な起源と共通の大義」では、ドイツにおけ そして

書

近くの山荘にこもったヒトラーにとって自然美は二の次であり、 外広告が景観を損ねることの方に懸念を表明したのち、ナチ政権 動家たちにとって政治的党派性そのものは関心外で、ヴァイマ ではなく北方人種こそ「ドイツ自然保護の本質」に通じると説く を保つであろう」との理由で保護活動における党籍の必要性を強 あまりにも困難であった。 ギーでは決してないが――との理論的橋渡しは後者の人種主義で たちの側では政権成立後、社会の他の部分と同じく日和見主義的 トファーレンの日」は、郷土感情とナチズムとの融合を予感させ ての自然保護の職務は彼の数ある政策領域の中で優先度は低い。 同地で山歩きに興じたゲーリングにとってさえ、帝国林務官とし い共感もなかった。政務雑事から逃れるためベルヒテスガーデン を迎える。ナチ党幹部は彼らを危険視はしないが、自然保護に強 民主主義の命運がかかった国会選挙に際して、選挙戦で生じる屋 修辞上の接合に頼る「不自然な雰囲気」があることを浮き彫りに ような当時の論説に、 く否定した。著者が引くこのような諸事例は、たとえばユダヤ人 にナチ党員が増える。だがある活動家が会議の席上で漏らしたよ 九三三年に当局により大衆イベント化された地方行事「ヴェス 自然は「政治的に右や左に立つことはできないが、 自然保護思想とナチズム――そもそも一枚岩的なイデオロ 翌年には党指導者たちは再演を控えてしまう。保護活動家 自然保護とナチズムの蜜月よりも、 ナチ党指導者と近しかった活動家でさ 常に中立 苦しい

保護について定めた帝国自然保護法の公布である。特にその第一 ちにとって転機となったのが、ドイツの国法としては初めて自然 中央集権的に統べるために設立された。伝統と自立性を無視した 動家の喪失もそうであるが、とりわけ強制的同質化の問題があり、立の負の帰結は彼らにも当然もたらされる。たとえばユダヤ人活 中心的役割を演じる諸グループについて述べられる。 された帝国自然保護局であり、 されることになる。まずプロイセンの天然記念物保存局が格上げ 内にはこの他に、 でさえ木材需要の増加の前に屈した)、保護活動家コミュニティ に供する機関という性格が強かった帝国林務庁だが(森林の保護 重要だった。 ったが、活動家たちにとっては強力な法的根拠を得たことだけが させたものであり、第二四条の裏にはゲルマン的公益概念をロ あるゲーリングが関係大臣から議論の主導権を奪って拙速に成立 動家たちに熱烈に賞賛された。著者によれば同法は職権収集癖の 権を否定するもので、不動産所有者との交渉が常に懸案だった活 四条は、自然保護のための措置で生じる帰結についての補償請求 き休止状態となる。この危機回避後の一九三五年六月、活動家た してか帝国連盟側の責任者の解任後、 介入を阻止するために人脈を通じた画策がなされ、それが功を奏 自然保護関連分野では帝国民族性・郷土連盟が諸団体を画一的 マ法以来の個人所有概念に対置させるというイデオロギー性があ のちハンス・クローゼがその指導にあたった。 自然保護分野の権限を得たゲーリングの個人的興味 ナチ体制とそれぞれ接点を持つ三つの極が形成 当初ヴァルター・シェーニヒェン 同質化は鳥類保護分野を除 後者は非ナチ ナチ体制

党員であり、この指導者交代は政治信条よりも組織運営能力が重

ループで、彼は親衛隊指導者ヒムラーの帝国ドイツ民族性強化委ちとったのはハインリヒ・ヴィープキング=ユルゲンスマンのグ観検察官たちから東部占領地における景観造成計画の主導権を勝なう景観問題の助言役として雇用したものである。そしてこの景なう景観問題の助言役として雇用したものである。そしてこの景が、名誉職の委員として活動の顧問にあたった。これに対し景観が、名誉職の委員として活動の顧問にあたった。これに対し景観が、名誉職の委員として活動の顧問にあたった。これに対し景観が、名誉職の委員として活動の顧問にあたった。これに対し景観が、名誉職の委員として活動の顧問にあたった。

員会に加わり、かつ帝国林務庁でもポストを得た。

だーリングを説得することで採石場は閉鎖されたが、その背景に が、バーデン南部のこの山の斜面を抉る採石場に指導者の が取りあげられる。「ホーエンシュトッフェルン山」の事例 では、バーデン南部のこの山の斜面を抉る採石場に対する抗議連 では、バーデン南部のこの山の斜面を抉る採石場に対する抗議連 では、第四章「実地における自然保護:四つのケース・スタ では、第四章「実地における自然保護:四つのケース・スタ がの採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線も反対し、さらに指導者の から採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線も反対し、さらに指導者の から採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線も反対し、さらに指導者の から採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線を対し、さらに指導者の から採石場の閉鎖にはドイツ労働戦線を では、ガース・スターボの監視がつくまでに至る。最終的にヒムラーを介して スターボの監視がつくまでに至る。最終的にヒムラーを介して は、だる。 は、第四章においる。 は、第四章による。 は、第四章による は、第四章による 。 は、第四章による 。 は、第四章による 。 は、第四

げられる河川改修工事は、雇用創出をも兼ねた氾濫時の農地被害 れな単純さ」を印象づけた。「エムス川の改修」の事例で取りあ げるのに夢中な彼の姿は、招かれたイギリス大使に「ほとんど哀 特に深く、バイソンなどの動物の再移入で自慢の遊び場を作り上 地であった。ベルリンに程近いショルフハイデへの個人的愛着は 権限があったが、指定された四つ全てが彼の趣味である狩猟 年遅れとなり、そこに戦局の悪化が加わりダム建造の前に中断さ ずみを得たが、近辺で水力発電施設の建設が計画中であり、峡谷 割もこの計画を阻止しえなかった。「ヴータッハ峡谷」の事例 ニヒェンやクローゼも反対の立場にあったが、そのような法的 局は検閲で応じた。同法第二〇条が景観改変を招きうる計画に関 見書を広め、また山荘で憩うヒトラーを「自然の偉大な友」など のでもあった。活動家たちは自然保護法公布前から計画反対の意 防止のために行われたが、河岸線を直線化し憩いの場を損ねるも れた。なお実質的効果はなかったが、この事例でも活動家たちは は電力量強化を要求したが、計画の実行は活動家たちの反対で にダムを築くことも計画に含まれていた。第二次大戦の戦時経済 を後押しする運動は、補償問題を解決する自然保護法の公布では 活動家側の辛勝に終わる。バーデン奥地のこの景勝地の保護区化 して保護関連当局・委員の意見を求めることを義務づけ、 として主張の正当化をはかったが、ヴェストファーレンのナチ当 シェ

書をたどって:自然保護の日常業務」で論じられるのはその舞台 利害衝突を演じるのが活動の表の面だとするなら、第五章「文

然保護法第一八条に基づき帝国林務官ゲーリングにその指定提案

は失業解消により雇用政策の優先度が下がっていたこともあった。

「ショルフハイデ帝国自然保護区」の事例でも、ナチズムと自然

保護の蜜月は見られない。

帝国

(国立)

自然保護区については自

活動成功の道が

ヒムラーとのバック・チャンネルを用いたのであり、クロ

1

「親衛隊経由」であると書き送っていた。

働く活動家たちはオーバーワークに見舞われた。 的業務の増大を意味していた。たしかに成果としては第二四条を にしばしば配達不能で返送されてくる書簡は文書のやりとりも非 テコに各地で自然保護区の登録数が急増するものの、 包括的な内容を含む帝国自然保護法の公布は文書主義 帝国自然保護局 委員として

強調され、 後半には戦争継続の観点から不必要視されるまでに至る。 い関係にあった。 ポーランド・ソ連占領地から住民を追放しドイツ人に適合する の活動家たちの対応として、 効率状態に陥っていたことを示すが、その保護局自体も、 「生命空間」を建設するというもので、 それが東部総合計画への参与につながる。その内容は ヒムラーの下で進められたこの総合計画策定の 東部占領地における活動の重要性が ホロコーストともきわど 、これへ

しても自然保護の政策的優先度を一層押し下げ、それに応じて保 の最も悪名高き一幕」であることに変わりはない。大戦は全体と 計画実行を不可能にしたとは言え、これが「ナチ時代の保護活動 ングの自由」を行使できるという点にのみあった。 広大な土地で住民利害を気にかけることなく「完全なるプランニ ユルゲンスマンら景観プランナーが関わった。彼の関与の動機は、 過程には農学者コンラート・マイヤーの他に、 ヴィープキング= 戦局の悪化が

> 聞き入れられず、アウトバーン建造費全体に占める景観造成費は 観造成についても、ザイフェルトら景観検察官の意見はそれほど を防ぎうるものではなかった。また、アウトバーン建造の際の景

時期であったが、決定的な転換期ではなかった」と言えるのであ 極めて少なかった。総じて「ナチ時代は環境の観点からも変化の

弱く、 体制が引き起こした負の変化は とはできないのである。ただ著者は、共産主義全体主義国家の が自然に与えた変化を一概にナチ体制下に特有の帰結と断じるこ する運動も、一九三三年以前からの連続性を有しており、 第四章で取りあげられた自然を損ねる計画や逆にそれを保護区化 間でドイツの自然環境そのものに生じた変化が問われる。 策に大きな成果があったわけでもない。急増した保護区も効果は それを除けば――大きくはないと述べる。しかし逆に自然保護政 んそのような総合査定には様々な困難がつきまとう。 「自然への支配」に比肩するような構想の実現がない点で、 大戦末期の燃料不足の中で人々が地方の森林を乱伐するの 「土地の変化」では視点が変わり、 大戦により東欧にもたらした ナチ体制下の

は西ドイツの連邦自然保護・景観保存庁となり、 動再興に努めたのはクローゼである。 べられる。コミュニティの分断された情報網の中心にあって、 の修辞に乏しかった帝国自然保護法も、 て活動を統べる国家機関は存続することになった。 一破局と国家の瓦解を生き延びた活動家たちのその後について述 第七章「連続と沈黙:一九四五年以降の自然保護」では、 彼の尽力で帝国自然保護局 第二四条を除き各州の州 州レベルをこえ 法文上ナチス

評

感を得てそれを他の活動家にも送っていることである。

景観を改悪する河川改修事業を批判し、

ナチ当局と自然保護

その内容

党員でもあったヴィルヘルム・リーネンケムパーが、ある詩に共

第一章冒頭で引用された論評を著した、そして熱狂的ナチ

護法公布以来のコミュニティの熱狂も後退する。

それを象徴する

0

る

排

活動との親和性を間接的に疑問視するものだったのである。

揚を迎えてからも、破られることはなかった。 このような沈黙は、 代については沈黙し、それ以前の運動を称揚するものであった。 代のシェーニヒェンによる自然保護史についての著作は、 からこそ、コミュニティ内でこの理論がまかり通る。一九五〇年 実際には制度・人脈を介して関係を持ったことにトラウマがある たという主張である。 継続させており、ナチスの政治体制とも語るべき関係などなかっ 張することになる。それは自分たちが非政治的態度を伝統として しこれら制度的・人的連続性とは別の連続性を、活動家たちは主 ルゲンスマンが戦後ほどなく教授職を得た事実に示される。 社会への空白期なき移行を果たしたことは、ヴィープキング=ユ 供述に護られえたのであり、非ナチ党員はなおのこと容易に戦後 局の非ナチ化審査についても、活動家たちは仲間による好都合な 法に命脈をつないだ。ナチス関係者に裁定を下す連合国軍占領当 六〇年代以降西ドイツで環境論議が新たな高 人道に対する比類なき罪を犯した体制と、 ナチ時

る。彼らはナチスのテロルの一端を知りながら、そのテロルの中を迎えた自然保護活動家コミュニティは、なぜ自然を保護するのが確保されるか否かが判断基準であり、全体として確保されるのが確保されるか否かが判断基準であり、全体として確保されるのが確保されるか否かが判断基準であり、全体として確保されるのは、一枚岩的なナチズム理解からは明らかに非ナチ的と思われる活動家たちも、思想的距離を超えてここに加わったことである。彼らはナチスのテロルの一端を知りながら、そのテロルの中を迎えたここに加わったことである。彼らはナチスのテロルの一端を知りながら、そのテロルの中を迎えた目然保護活動家コミュニティは、なぜ自然を保護するの、第八章で確認する。ナチ時代冒頭での問題提起に立ち戻り、会体としている。

れが「緑と褐色」の歴史により指し示されるものである。態度が、関わっている体制全体についての思慮を弱くする――そギーに親近性がなくとも、自分たちの活動の成否のみを偏重する心的指導者との接触をも厭わず、この関係を続けた。イデオロ

そうではなかったのかということを、慎重に提示しながら議論を保護活動家がいかなる点でナチズムと接点を持ち、いかなる点で大研究とは異なる教訓を引き出すことも怠っていない。これを支た研究とは異なる教訓を引き出すことも怠っていない。これを支た研究とは異なる教訓を引き出すことも怠っていない。これを支た研究とは異なる教訓を引き出すことも怠っていない。これを支にで、多数の文書館史料を駆使することで、思想面に着目し足を置き、多数の文書館史料を駆使することで、思想面に着目し足を置き、多数の文書館史料を駆使することで、思想面に着目し足を置き、多数の文書館と思われる点について以下ではなかったのかということを、慎重に提示しながら議論を供送べたいが、まず前者について開業に表す。

かしそのような旧説に類すると目されている (p. 24) ウルリかしそのような旧説に類すると目されている (p. 60) と解釈するには、より慎重な検討が必要ではないかり」(p. 60) と解釈するには、より慎重な検討が必要ではないかり」(p. 60) と解釈するには、より慎重な検討が必要ではないかり」(p. 60) と解釈するには、より慎重な検討が必要ではないかり感じた。ブルジョア主体の運動全般に見られた文化排外主義的、と感じた。ブルジョア主体の運動全般に見られた文化排外主義的、と感じた。ブルジョア主体の運動全般に見られた文化排外主義的、と感じた。ブルジョア主体の運動を正されている (p. 24) ウルリかしそのような旧説に類すると目されている (p. 24) ウルリかしそのような旧説に関している。

進めことを求められるであろう。

審

ことを強調する。 な保護運動の流れは、 とその造成についての解説図録で、 織を編集主幹として一九三九年一一月頃に出版された、 のであろうし、リントナーについても事情は大差ない。 明するように保護活動家の意見はそれほど聞き入れられなかった を見いだすことは不可能ではない。もちろん結果的には著者が説 現化するものだった。ここに自然保護活動家とナチズムとの接近 国土を飾り景観と一体化するアウトバーンの建造はその美観を具 無視できない。一方、ナチスは技術による美の表現に力を入れ 包み込む景観全体を賛美する態度へと美観の拡大が生じたことは の側で、自然のみを現実逃避的に賛美する態度から、建築物をも には失敗した少数の人物であるが、 近代批判に徹した、しかし禁欲的・遁世的で広く理解を得ること ていた。リンゼが注視するのはむしろこの経済破局の時代により を奨励しており、シェーニヒェンもこの新たな傾向に理解を示し の中で自然調和的に道路や線路、 土保護連盟を指導した建築技師ヴェルナー・リントナーは、 結合により二つの流れを調停する試みである。たとえばドイツ郷 再認識するに至る。そのときに生じた転換は、美的ないし有機的 るヴァイマル共和国時代に、 に「ドイツ諸都市の限りなく多様に発展した固有価 が冒されてきたと、 本書の理解を敷衍すれば、 国民経済の再建という現実的課題が浮上す 産業・技術的発展の流れの重要性を 建物等の人工物を敷設すること リントナーは いずれにせよ組織された運動 危機的状況が継続している やはりここにもナチ 「無味乾燥な均 都市景観 ナチ党組

> ない。 必ずしも矛盾はしないはずである。 ことは、 しも否定的見解を持たなかったことを鑑みると、この作業は、ナも距離を置くものと想定されがちな)自然保護活動家たちが必ず す余地は残されている。未来志向的な近代性について(それと最 る。しかしそれでも、 観は保護対象になるという当初の期待に満ちた見通しが、 的構築物をも美観調和的に包括することで、各々の郷土固有の景 ズムとの危機感の共有ということ以上の問題を読み取らざるをえ それらの地平で自然保護とナチズムとの間に接点があったと見る しうる。付言すれば、美「観」に限らず、 チズムの近代性を問うことにも間接的ながら一定の知見をもたら ナチズムに対して抱いた「そぶり」にとどまらない共感を抉り出 デオロギーよりも下層にある緩やかな「観」という心的地平で、 つ保護活動家たちが、 た政策的後押しを受けずに暗くなった様子すらうかがえるのであ 「観」や環境「観」に力点を置くとすればそれにも妥当しうるが、のしうる。付言すれば、美|観」に限らず、藤原の研究が生命 つまり、時代の必然として押し寄せる遍在的で均質な技術 イデオロギーの地平での接点を相対化する著者の意図と 特に景観造成に関わり土木技術的素養を持 体制初期の当時に政治信条や思想ないしイ

٢ •

すなわち、

リンゼの研究がまとめた以下の点は、依然として否定されて

反近代主義を基調としてきたブルジョア的

それを指摘したうえで、本書が歴史学という枠を超えてなお意義深いことは強調しておくべきだろう。「ファシズム」でなくと義深いことは強調しておくべきだろう。「ファシズム」でなくと、我々が「エコ」の二文字を見聞きしない日はない。「エコ」が大事なことは評者も疑わないが、いかなる態度で、そして何のが大事なことは評者も疑わないが、いかなる態度で、そして何のが大事なことは強調しておくべきだろう。「ファシズム」でなくと義深いことは強調しておくべきだろう。「ファシズム」でなくと

- ® その成果は、Joachim Radkau and Frank Uekötter (eds.), Naturschutz und Nationalsozialismus (Frankfurt and New York, 2003) にお

(Essen, 2003) や、一九・二〇世紀ドイツ環境史の研究入門書

- ンめられている。 ③ Franz-Josef Brüggemeier et al. (eds.), How Green Were the Nazis?: Nature, Environment, and Nation in the Third Reich (Athens, Ohio,
- ④ 以下で著者が研究史を整理している。Frank Uekötter, "Natur- und Landschaftsschutz im Dritten Reich. Ein Literaturbericht," in Radkau and Uekötter, *op. cit.*, pp. 447-81.
- 金子務監訳『エコロジー 起源とその展開』(河出書房新社、一九九*Party* (Bourne End, Buckinghamshire, 1985); アンナ・ブラムウェル、
- 「民族の絶滅」」(柏書房、二〇〇五年)。藤原辰史『ナチス・ドイツの有機農業 「自然との共生」が生んだ。

、原著一九八九年)、特に第十章を参照

・カーショーのテーゼである。それによれば、ナチ国家において官僚⑦ ナチスの支配構造に関して本書で下敷きにされているのは、イアン

- や有力者たちは自身の政策的利害のために多頭制的競合を繰り返すが、や有力者たちは自身の政策的利害のために多頭制的競合を繰り返すが、とになる。 Ian Kershaw, "'Working Towards the Führer.' Reflections on the Nature of the Hitler Dictatorship," Contemporary European History 2 (1993), pp. 103-18.
- 年、原著一九八六年)、第一章を参照。 ドイツにおけるエコロジー運動の歴史』(法政大学出版局、一九九〇) ウルリヒ・リンゼ、内田俊一/杉村涼子訳『生態平和とアナーキー
- 出版会、二〇〇七年)、九―一一頁。 田野大輔『魅惑する帝国 政治の美学化とナチズム』(名古屋大学
- Werner Lindner and Erich Böckler (eds.), Die Stadt: Ihre Pflege und Gestaltung (Munich, 1939), p. 148.
- (a) Thomas Lekan, "It Shall Be the Whole Landscape!" The Reich Nature Protection Law and Regional Planning in the Third Reich," in Franz-Josef Brüggemeier et al., op. cit., p. 81.

(Cambridge and New York:

Cambridge University Press, 2006, pp. xv+230)

(京都大学大学院文学研究科修士課程)